

第2回 笛吹市介護保険運営協議会

議 事 要 旨

開催日時：令和5年10月23日(月) 午後1時30分～午後3時00分

開催場所：笛吹市役所本館3階302会議室

出席者（委員11名）：

（委員） 雨宮委員、飯田委員、内籐委員、佐藤委員、古屋委員、芦原委員、荻野委員、

小尾委員、竹内委員、小林委員、吉田委員

（欠席） 飯野委員、伊神委員

（事務局） 保健福祉部 西海部長

長寿支援課 3名

介護保険課 4名

事業計画策定業務受託事業者 1名

傍聴人：0名

【次第】

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

（1）笛吹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画素案について

4 その他

5 閉会

【議事(要旨)】

事務局より資料に基づき説明

会長 ご質問はありますか。

委員 「地域包括支援センターの機能強化」について、山梨県で地域リハビリテーション支援体制が変わったことに併せて、笛吹市で包括支援センターの機能強化のため、療法士を地域包括支援センターに専任で配置していますが、それについて触れられていないので記載をお願いします。

「地域リハビリテーション活動支援事業」にも、地域リハビリテーション活動事業費だけで行っているのか、ここにいる療法士と連携して行っていくのか、その点について記載していただきたいと思います。

「訪問型サービスA」を継続すると書いてありますが、国では継続かやめるのかという話がある中で、市としては必ず継続するということですか。そこを市として示していただければと思います。

「高齢者住まいの確保」の「ユニバーサルデザインの推進」に「歩道、公共施設の新設及び更新の際には、バリアフリー化の検討を進める」に関して、笛吹市の観光振興計画の中にも含まれており、医師会と笛吹市と連携しながら進めているので、観光振興課も入って行っていくということですか。石和駅前が観光地と高齢者が歩きやすい街と混在しているので、一緒に計画を立てたほうが良いと思います。

BCP について、それぞれの介護保険では事業所が BCP を足せるところがあったのですが、その歩調を合わせるためには、地域 BCP という形で、観光事業者同士が計画を立てないとうまく進まないと思います。地域 BCP の策定については踏み込んだ意見がないようですが、それについて教えていただきたいです。

事務局 地域リハビリテーション活動支援事業について、併せて回答したいと思います。本事業は、笛吹市として大変特色のある活動だと考えております。特に、北部長寿包括支援センターにセラピストがいることは全国的にも大変珍しいことです。リハビリテーション専門機関が多いということだけでなく、笛吹市の特徴として記載漏れがあり、大変申し訳ありません。

また、現在試行的に事業を始めている、北部長寿包括支援センターのセラピストによる支援も大変重要と考えています。協働しながら、笛吹市全体の地域リハビリテーション活動が盛り上がればと考えていますので、記載内容を少し修正したいと思います。

会長 書き加えるのは、どんな言葉になりますか。

事務局 北部長寿包括支援センターに作業療法士がいます。地域包括支援センターの機能を強化するという意味で、全国的にも先進的な取り組みと解釈できる状況です。それを計画の機能強化に記載したいところが1点。

あとは、地域リハビリテーション活動支援事業の中に、リハビリテーション専門病院が多いことや多職種連携をすること、地域包括支援センターの機能強化を併せて行っていくことを記載して、笛吹市の特徴ある地域包括ケアの進化に資する活動にしたいと考えています。

- 会長 「②訪問型サービスA」について、お願いいたします。
- 事務局 訪問型サービスAについて、継続すると書いてありますが、検討中です。
- 会長 現行の事業は、どういう形でされていきましたか。
- 事務局 訪問型サービスAは簡易的で独特のサービスになります。
- 会長 「①ユニバーサルデザインの推進」について、観光計画とどう進めていくのでしょうか。
- 事務局 ユニバーサルとの関係は、土木とまちづくりの中で調整しています。観光課との調整をしておりますが、そこも追加すべきということなので、調整して記載したいと思います。結果については、また報告します。
- 会長 「(3) 災害・感染症への対策」の「②災害・感染症に対する備えの確認」、BCP業務継続計画について、いかがですか。
- 事務局 BCP について、ここに記載してあることは、介護保険に関する部分だけにとどまっています。そのほか、庁内やいたるところでBCPが作成されていますので、それとの関連も含めて修正したいと思います。
- 委員 地域BCPについて、介護保険には介護保険から、医療には医療から、行政は行政から参加する形で作る必要があります。あちこちで計画を立てていると隙間が空いてしまった場合、困るのは住民だと思うので、そういったことのないように進めていただきたいと思います。
- 事務局 BCP の関係は本当に大きな課題であります。介護保険課が主となって答えられるような問題ではなく、それぞれ担当部署全体、全庁的に考えなければいけません。
この計画に関して、地域全体でのBCPを9期に位置付けることは難しいと考えています。ここで出た意見は各担当課に伝えます。今回の第9期介護保険事業計画、また、高齢者福祉計画の中で取り組まなければいけないことは承知しておりますが、そこでの位置付けは難しいので、介護保険の事業所に関して、令和6年度からは義務付けられていますので、運営指導を通して確認したいということで記載しました。
- 会長 防災危機管理課の主管業務ですか。それについて福祉の関係で加わるということですか。
- 事務局 現在、主担当がはっきり決まっていません。そこも踏まえて今後検討しないといけないので、今日出た意見を伝えたいと思います。
- 委員 素案についてはかなり網羅できていると思います。財政的な問題もあるでしょ

うが、福祉関係の職の方たちの金銭的な保障をしてほしいと思います。先ほど、募集したけれども応募がゼロだったとありましたが、そのような状況では、この素案の内容を維持できないと思います。

事務局 人材確保は笛吹市だけの問題ではなく、全国的な問題です。現在は、市単体で何ができるのかを考えていますが、介護報酬が制度で決まっているため、そこにプラスアルファということができません。

9期の計画に、国の指針でも介護報酬の改定を検討していると書いています。それがどのくらいの改定なのか、今のところは出ていません。市としても、県や国に要望していこうと思います。

委員 難しい基準もあるようですが、笛吹市議会から動かして、大きなうねりにしてほしいと思います。素案はよく出来ていますが、基準値にこだわってはい、発展していかないと思います。

会長 議会を動かしてうねりをつくろうということですが、住民側からも行わなければいけないことです。

このことに関連して、「いつでもヘルパーの相談や訪問を受けられるサービス」が非常に高い数字を示しており、年々このパーセンテージが増えてくるのではないかと思います。訪問介護や通所の面での人材不足、高齢化に対して、それから、笛吹市の特徴として奥地、山間地への訪問介護が、国の決めた基準ではペイできない状況にあります。このような地域性がありますので、介護事業所に対して、笛吹市独自の補助や助成を考えられないですか。

例として、芦川地区に学童保育がありませんでしたが、2年前から、芦川地区に学童保育をとということと、保育園の時間延長を認めてほしいと、民児協から市に対して意見具申をして、学童保育ができることになりました。こういった市民運動や議会への働きかけで、動いてもらうことが必要なのではないでしょうか。

事務局 高齢者の福祉計画の中で、費用的なものを約束することは非常に難しいところですが、福祉サービス全体の中で、予算をどのように配布していくかと考えています。しかし、この中にそれを盛り込むことは難しいと思います。介護サービスを広く手を届くようにすると、市民の満足度は上がるのですが、それに対する費用は介護保険料の経費に反映することになります。サービスを上げて保険料も上げるとなると、市民の理解は得られないので、サービスと保険料のバランスも考えながら、市がどれくらいのものを投入できるかを考えたいと思います。議会にも働きかけてとありましたが、会議の中で福祉の現状を伝えながら話をしていきたいと思っています。

会長 この計画に書き込むことはできないことは分かります。そうであっても、市としてさまざまな場面で考えていただくことは可能ですか。生活支援体制整備事業の中で、第1層協議体の会議がありました。いろいろ要望が出ましたが、その意見はこの計画の中に反映されていますか。

事務局 生活支援体制整備事業について、第1層や各地域協議体があり、今年度からコーディネーターを専任で配置できるようになりましたので、各協議体との連携

を図れるのではないかと考えています。

会長 この間の具体的な話として予算的なことも出ました。第2層で事業をしたいが、お金が無いという点についてはどうですか。

事務局 支え合いの地域づくりが基本的なスタンスとして、ボランティア的な要素が強い活動なので、市がすぐに予算を付けることは難しい面もあります。慎重に検討したいと思います。

会長 今、ご回答にあったような意識は、なかなか協議体の構成メンバーに確認されていないと思います。完全にボランティアという考え方で、時には自分たちでお金を出し合うことが必要な体制整備事業ということを理解してもらわないと、市として予算を付けないということになると思います。生活支援体制整備事業の通いの場などは、国の規定により、年間通して行わないと予算が下りないということを知りました。しかし、この地域を考えると、年間を通して、通いの場が開ける実情にありません。果樹生産地は5月～7月は非常に忙しく、民児協も定例会を休むような状況です。地域よっての柔軟性がこの事業にないのでしょうか。

事務局 通いの場について、年間としての継続した活動とありますが、特に笛吹市は果樹地帯であり、ほかの介護事業も夏場は休む方も多いと思います。グループによって活動を休むところはありますので、柔軟に活動しています。

会長 それは認められているわけですね。

事務局 そうです。

委員 1期から8期までは、事業者にも、行政にも、利用者家族にもサービスの普及、充実ができたかと思います。9期に向けて、事業者側は人材確保を苦労している中での事業運営であり、新規事業所は出てきておらず、既存の事業所も今後の事業を検討している状態です。独居の方や転倒のリスクを抱えている方が増えています。介護サービスを必要とする方が享受できているか、提供する側からは適正にサービスできているのか疑問であります。2035年、2040年の問題を含めて、9期が潮目になると思っています。1ページに書いている「深化・推進」について、給付とのバランス等があるのは分かりますが、事業の施策の推進・充実という文言の踏み込み方が、双方の実態に合っていないように感じますので、もう少し踏み込んでもらえればと思います。

会長 地域包括支援ケアシステムの深化・推進とありますが、構築できていると考えてよろしいですか。

事務局 構築はできていないと思います。高齢者や介護の問題だけではなく、子育て、農業関係、観光でも社会情勢の変化に伴って、課題は常に変化しています。その中で対応しているので、完成している状態はないと考えています。その時々

の課題に対応しながら、さらに深化・推進を進めていくことが必要です。今後の新たな課題やそれに対する記載が少ないという印象を受けたと捉えたのですが、その辺の書き様も課題なども含めて、検討して調整したいと思います。

会長 ほかにかがででしょうか。

委員 まだ計画が最終決定ではないのですが、今後、要介護者の方々には大きく関わる話なので、医師会からの情報提供としてお話しします。笛吹市の医師会は、会員の平均年齢が山梨県の医師会で一番高いのです。今、夜は笛吹市の先生が一次救急という形で、発熱や嘔吐、頭痛などの方を診ていますが、来年の春から、一次救急が国中地域でセンター化します。具体的には、山梨大学医学部にセンターを作り、一本化することがほぼ確定しています。それに伴い、笛吹市では一次救急が無くなります。電話相談は県内全体で、#7119で相談できるのですが、実際に診てもらえるのは大学だけになるので、要介護者は、誰がどうやってそこへアクセスするのか、非常に大きな課題になってきます。そのため市として、要介護者に対してどうするのか、喫緊の課題として検討していただきたいと思います。来年の春からそのような体制になることを皆さんに情報共有して、決まり次第、対策を取っていただきたいと思います。

会長 今の情報を市は把握されていますか。

事務局 まだ決定したという確定的なものではありませんが、そういう検討がされているという情報は持っています。この10月から#7119がスタートした背景として、一次救急で診ていただける場所が無くなるからだということは聞いています。確定になりましたら、高齢者部門ではなく、健康危機管理の部門で詳細な情報を持っていると思いますので、そこから全体的な情報提供があると思います。

事務局 この件が取り沙汰された背景には、お医者さんの高齢化という問題が1点あります。もう1点は、来年から始まる医師の働き方改革です。今まで医師は働きすぎだったので、一般の労働者と同じように、1日の中で働ける時間を制限するという、国の制度がスタートします。そのため、県が中心になり対応を検討しています。まだ最終決定ではないので、詳しい話もできませんが、来年4月からは山梨医大にて、第一次救急を18時から23時まで開き、23時から9時までには地域で、あるいは3市で協力して考えるという計画が県で進められています。笛吹市の対応に関しては、近いうちにお知らせします。

会長 休日、夜間の救急車の搬送は、全部医大のほうに行くのですか。

委員 救急車は二次救急なので、救急輪番の病院に運びます。笛吹市は救急車を呼んで、笛吹市内に運ぶ確率が半分もありません。市の医療は厳しい状況にあることをご理解いただければと思います。

会長 一次救急とは何か、説明してもらえますか。

委員 例えば、夜に熱が出た、吐いた、頭が痛い、めまいがするなど、救急車を呼ぶほどではないけれども、具合が悪い人たちの治療になります。

会長 介護保険料の話は次回になりますか。

事務局 国から発表が年内中という方向だそうです。正確な報酬改定がどのくらいになるのかを想定して、今後の認定者数の見込み、給付のサービス料の見込み等と保険料を決めていくのですが、介護報酬や保険料の段階がどうなるか、議論している状況です。

会長 毎回行われる報酬改定の内容は、いつも何月ごろ分かるのですか。

事務局 期ごとに違いますが、今回は12月頃に出るのではないかとされています。

会長 ありがとうございます。この議題に関しての皆さんのご質問、ご意見等出尽くしたと考えてよろしいでしょうか。
それでは、議事（1）について終わりたいと思います。
ご協力ありがとうございました。

4 その他
特になし

5 閉会